

第95期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成30年6月26日（火曜日）午前10時

開催
場所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第95期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	
第3号議案 取締役賞与支給の件	
（添付書類）	
事業報告	4
連結計算書類	21
計算書類	34
監査報告書	44

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
第一実業株式会社
代表取締役社長 宇野 一郎

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - (1) 報告事項
 1. 第95期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
事業報告および計算書類報告の件
 2. 第95期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会にご出席願えない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.djk.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および配当性向等を考慮し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円 総額 639,409,860円

当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。株式併合前の平成29年9月30日を基準日として1株当たり9円の間配当金をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、株式併合前に換算しますと、中間配当金9円と期末配当金12円を合わせた1株当たり21円に相当し、株式併合後に換算しますと、中間配当金45円と期末配当金60円を合わせた1株当たり105円に相当します。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いしだみつまさ 石田光正 (昭和27年9月22日生)	昭和46年4月 東京国税局入局 平成6年8月 税理士開業 平成16年7月 石田税務会計事務所(現在)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりです。
(1) 石田光正氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
(2) 石田光正氏は、税理士として財務および会計に精通しており、高い識見と幅広い経験を有することから、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
(3) 石田光正氏が正式に社外監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の範囲内で締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりです。
会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する。ただし、賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、取締役賞与総額1億2,540万円を支給することといたしたいと存じます。

以 上

(添付書類)

第95期 事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策の効果により企業業績や雇用・所得環境等に改善の傾向が見られ、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、一部の国・地域における地政学的リスクの顕在化、米国の政治・経済動向や各国の保護主義政策への懸念、中国や新興国経済の成長鈍化など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループ役員一同営業活動に邁進しました結果、大手石油会社向けプラント用設備の既受注大口案件の売上計上があり、また、自動車関連業界向けの自動化設備や、ITおよびデジタル関連機器製造会社向けの電子部品製造関連設備等の売上が増加したため、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べて315億66百万円増加の1,856億86百万円（前期比20.5%増）となりました。また、営業利益は5億49百万円増加の63億94百万円（前期比9.4%増）、経常利益は6億54百万円増加の68億21百万円（前期比10.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億91百万円増加の47億30百万円（前期比41.7%増）となり、過去最高益となりました。

報告セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

プラント・エネルギー事業

大手エンジニアリング会社経由の海外向け石油プラントやエチレンプラント用設備、また化学会社向け樹脂製造プラント用設備等の売上が少なかったものの、大手石油会社向けプラント用設備の既受注大口案件の売上計上があり、売上高は155億35百万円増加の638億3百万円（前期比32.2%増）となりましたが、粗利率が低く、セグメント利益（営業利益）は3億59百万円減少の7億52百万円（前期比32.3%減）となりました。

産業機械事業

自動車関連業界向けの自動組立ライン、自動加工機、塗装ライン等の売上が増加したため、売上高は64億11百万円増加の517億52百万円（前期比14.1%増）、セグメント利益（営業利益）は3億99百万円増加の19億13百万円（前期比26.4%増）となりました。

エレクトロニクス事業

ITおよびデジタル関連機器製造会社向けの電子部品製造関連設備等の販売が好調であったため、売上高は110億63百万円増加の584億90百万円（前期比23.3%増）、セグメント利益（営業利益）は12億19百万円増加の28億91百万円（前期比73.0%増）となりました。

ファーマ事業

錠剤外観検査装置やパッケージング用機器・装置等の売上が減少したため、売上高は7億58百万円減少の81億65百万円（前期比8.5%減）、セグメント利益（営業利益）は3億54百万円減少の6億67百万円（前期比34.7%減）となりました。

航空事業

航空機地上支援機材および空港施設関連機器等の需要が減少したため、売上高は3億48百万円減少の34億15百万円（前期比9.3%減）、セグメント利益（営業利益）は1億23百万円減少の2億9百万円（前期比37.2%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資等はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度における重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の連結子会社のDAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.およびDAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.が、平成30年3月に新規設立のDAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.へ出資しました。これにより、当連結会計年度よりDAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.を当社の連結子会社としております。また、当連結会計年度に持分法適用会社である白金零部件(常州)有限公司の全持分を譲渡いたしました。これにより、白金零部件(常州)有限公司は持分法適用の範囲から除外しております。

(6) 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府による経済対策や金融政策を背景として引き続き景気回復基調が続くものと思われませんが、一部の国・地域における地政学的リスクの顕在化、米国の政治・経済動向や各国の保護主義政策への懸念、中国や新興国経済の成長鈍化など、予断を許さない状況にあります。

このような情勢の中で、当社グループといたしましては、「希望にあふれ、多様で活発かつ持続可能な活動」をスローガンとして、平成28年4月から平成31年3月（2016年4月から2019年3月）までの3年間にわたる中期経営計画「DASH2018」のビジョンと下記の基本方針に沿って、業績の向上を目指し、受注活動に邁進してまいります。

1. グローバルに事業軸体制を進め、一層の業績拡大を実現する。
 - 1) 事業軸経営のさらなる推進による収益基盤の強化
 - ① 経営資源の全体最適化と戦略的投資
 - ② 持続可能なビジネスの追求と実現
 - ③ 新たな成長市場の獲得
 - 2) 広範囲な営業力と技術力を生かした高付加価値の創造
 - ① 既存商材と開発商材および現地調達機能を組み合わせた高付加価値提案
 - ② 顧客対応力の向上とリスク管理の徹底
 - ③ 物流の多様化に対応したリスクの管理およびコストの削減
2. 経営体質の向上を図り、強力なガバナンス体制を構築する。
 - 1) リスク管理の徹底とガバナンスの強化
 - ① 全社標準のポリシー・ルール・マニュアルの充実
 - ② 全社規模のガバナンス教育およびタックスマネジメントの強化
 - ③ 債権回収リスクをグローバルに徹底管理
 - 2) ダイバーシティマネジメントの推進
 - ① 体系的な教育制度の強化
 - ② タレントマネジメントの推進
 - ③ ナショナルスタッフ・女性職員の育成強化

なお、役職員が法令はもとより社会的規範を遵守するため「第一実業株式会社行動規範」に則り行動し、企業としての社会的責任を果たすとともに社会に貢献していくことにも注力していく所存ですので、何卒倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。

(7) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (平成27年 3 月期)	第 93 期 (平成28年 3 月期)	第 94 期 (平成29年 3 月期)	第 95 期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月期)
受 注 高	百万円 174,007	百万円 140,902	百万円 136,459	百万円 171,151
売 上 高	百万円 143,361	百万円 124,177	百万円 154,120	百万円 185,686
営 業 利 益	百万円 4,341	百万円 3,886	百万円 5,844	百万円 6,394
経 常 利 益	百万円 4,752	百万円 4,379	百万円 6,166	百万円 6,821
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 2,897	百万円 2,637	百万円 3,338	百万円 4,730
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 54.46	円 49.24	円 62.47	円 443.97
総 資 産	百万円 91,835	百万円 94,767	百万円 116,681	百万円 102,997
純 資 産	百万円 35,310	百万円 36,006	百万円 38,794	百万円 43,194
1 株 当 たり 純 資 産 額	円 659.44	円 669.51	円 726.61	円 4,042.28

(注) 平成29年10月1日付けで普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (平成27年 3 月期)	第 93 期 (平成28年 3 月期)	第 94 期 (平成29年 3 月期)	第 95 期 (当事業年度) (平成30年 3 月期)
受 注 高	148,158 ^{百万円}	117,517 ^{百万円}	114,661 ^{百万円}	141,490 ^{百万円}
売 上 高	117,791 ^{百万円}	100,698 ^{百万円}	134,186 ^{百万円}	159,223 ^{百万円}
営 業 利 益	2,419 ^{百万円}	2,573 ^{百万円}	4,330 ^{百万円}	4,193 ^{百万円}
経 常 利 益	3,336 ^{百万円}	3,477 ^{百万円}	4,772 ^{百万円}	4,623 ^{百万円}
当 期 純 利 益	1,977 ^{百万円}	2,314 ^{百万円}	2,492 ^{百万円}	2,972 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	37.16 ^円	43.20 ^円	46.63 ^円	278.97 ^円
総 資 産	75,787 ^{百万円}	81,389 ^{百万円}	100,640 ^{百万円}	83,238 ^{百万円}
純 資 産	27,523 ^{百万円}	28,599 ^{百万円}	30,414 ^{百万円}	33,030 ^{百万円}
1 株 当 た り 純 資 産 額	513.75 ^円	531.61 ^円	569.39 ^円	3,089.72 ^円

(注) 平成29年10月1日付けで普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社第一メカテック	320百万円	100%	機械等の技術開発・サービス
第一実業ビスウィル株式会社	100	100	外観検査装置の開発・製造・販売
第一実業ソーラーソリューション株式会社	15	51	太陽光発電装置の保守・管理サービス
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	US\$ 500千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
D J K E U R O P E G M B H	EUR 25千	100	産業用各種機械器具の販売
上海一実貿易有限公司	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(香港)有限公司	194	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(広州)貿易有限公司	HK\$ 19,485千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	317	100	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	THB 210,000千	100 (49)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	THB 2,000千	49 (49)	建設の請負
DAHCHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	RM 1,500千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	PHP 9,675千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
P T. D J K I N D O N E S I A	US\$ 300千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	US\$ 760千	100	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	INR 170,000千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.の持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

② 企業結合の経過

当連結会計年度より、平成30年3月にインドに設立したDAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.を連結の範囲に含めております。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は「① 重要な子会社」に記載した17社であります。

当連結会計年度における当企業集団の売上高は1,856億86百万円となり、前連結会計年度に比較して20.5%の増加となりました。経常利益は68億21百万円(前期比10.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は47億30百万円(前期比41.7%増)となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社の企業集団は、各種機械・器具・部品の販売および各種機械・器具の賃貸等を主な内容とし、国内販売ならびに輸出入を行っております。また、一部商品については、子会社が製造を行っております。

(10) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本	社	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
支	社	大阪、名古屋
支	店	札幌、東北（仙台）、広島、福岡
出	張	所 富山
海	外	事 業 所 ソウル支店

② 子会社の主要な事業所

株式会社第一メカテック	埼玉県川口市
第一実業ビスウィル株式会社	大阪府吹田市
第一実業ソーラーソリューション株式会社	東京都千代田区
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	米国イリノイ州
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ合衆国ケレタロ州
DJK EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州
上海一実貿易有限公司	中華人民共和国上海市
第一実業(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
第一実業(広州)貿易有限公司	中華人民共和国広東省広州市
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア国クアラルンプール
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	フィリピン共和国マカティ市
PT.DJK INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	インド共和国ハリヤナ州

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,134 名	+37 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤務年数
468 名	+14 名	39.8 才	12.7 年

(12) 主要な借入先の状況

借入先	当期末借入残高
株式会社みずほ銀行	2,327
株式会社三井住友銀行	1,870
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,510
株式会社りそな銀行	1,265

百万円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,086,400株 (自己株式を含む)
 (3) 株主数 4,910名 (前期末比 285名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	570 ^{千株}	5.35 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	528	4.95
株式会社みずほ銀行	511	4.80
株式会社三井住友銀行	511	4.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	373	3.50
株式会社りそな銀行	338	3.17
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	304	2.86
三菱重工工業株式会社	291	2.73
GOVERNMENT OF NORWAY	242	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	214	2.01

(注) 持株比率は、自己株式 (430千株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	平成23年9月発行新株予約権	平成25年9月発行新株予約権	平成27年9月発行新株予約権	平成29年9月発行新株予約権
新株予約権の数	28個	62個	92個	190個
保有人数				
当社取締役	1名	2名	3名	6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,800株	6,200株	9,200株	19,000株
新株予約権の払込価額	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年9月2日～平成53年9月1日	平成25年9月3日～平成55年9月2日	平成27年9月2日～平成57年9月1日	平成29年9月4日～平成59年9月3日
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記2)	(別記3)	(別記4)

(別記1)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が平成53年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記2)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が平成55年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記3)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が平成57年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記4)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が平成59年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	平成29年9月発行新株予約権
新株予約権の数	78個
交付された者の人数 当社執行役員	9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,800株
新株予約権の払込価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成29年9月4日～平成59年9月3日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 2 新株予約権者が平成59年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 3 株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役 取締役会長	(航空事業部管掌、株式会社第一メカテック代表取締役会長)	山 片 康 司
代表取締役 取締役社長	(プラント・エネルギー事業本部、内部監査部、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK EUROPE GMBH、関係会社管掌)	宇 野 一 郎
常務取締役	(産業機械事業本部、ファーマ事業本部、上海一実グループ管掌、大阪支社長兼名古屋支社長、第一実業ビスウィル株式会社代表取締役専務取締役)	寺 川 茂 喜
常務取締役	(エレクトロニクス事業本部、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.管掌)	木 本 創
常務取締役	(経理本部長)	* 鹿 毛 之
常務取締役	(総務本部長兼リスクマネジメント室長、経営企画室管掌)	* 樽 田 良 和
取締役	税理士	坂 本 嘉 和
取締役	文筆家	田 中 幸 恵
常勤監査役		水 本 雅 彦
監 査 役	公認会計士、テルモ株式会社社外取締役 (監査等委員)、株式会社三菱総合研究所社外監査役	松 宮 俊 彦
監 査 役	税理士	小 山 充 義

- (注) 1. 取締役のうち坂本嘉和氏および田中幸恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち松宮俊彦氏および小山充義氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の水本雅彦氏は、当社および当社子会社の管理部門の主要な職責を歴任し、その職務経験が豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役の松宮俊彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の小山充義氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役の坂本嘉和氏および取締役の田中幸恵氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. *印を付した取締役は、平成29年6月27日開催の第94期定時株主総会において選任され就任いたしました。
6. 平成29年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役副社長の津田徹氏および常務取締役の吉田寛氏は任期満了により退任いたしました。
7. 監査役の松宮俊彦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役10名 403百万円 (うち社外取締役 2名 8百万円)

監査役3名 29百万円 (うち社外監査役 2名 7百万円)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月27日開催の第94期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年換算276百万円 (うち社外取締役分は12百万円) であります。(平成28年6月22日定時株主総会決議)
3. 取締役の報酬には、第95期定時株主総会の第3号議案が原案どおり承認可決することを条件として支払う予定の取締役6名に対する賞与125百万円、平成27年7月31日開催の取締役会の決議によりストック・オプションとして取締役5名に付与した新株予約権5百万円 (報酬等としての額) および平成29年7月31日開催の取締役会の決議によりストック・オプションとして取締役6名に付与した新株予約権15百万円 (報酬等としての額) を含んでおります。
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年換算45百万円であります。(平成16年6月25日定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

取締役会においては議案の審議に必要な発言を適宜行い、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会の出席状況（書面決議を除く）は次のとおりであります。

取締役	坂本 嘉和氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
取締役	田中 幸恵氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
監査役	松宮 俊彦氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
		監査役会	15回開催	うち	15回出席
監査役	小山 充義氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
		監査役会	15回開催	うち	15回出席

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 47百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭等の合計額 47百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

また、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、海外における税務申告に伴う合意された手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、「内部統制基本方針」を制定（最終改定：平成27年6月23日）しており、その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動指針、行動規範に則り、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 会社の業務執行が、全体として適正かつ健全に行われるため、取締役は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。また、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要であると認めたときは取締役に対し改善を助言または勧告しなければならない。
- ③ 反社会的勢力への対応については、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底し、外部からの働きかけはリスク管理委員会において掌握し、その重大性の評価と検討を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
同規程に定める経営危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営理念を機軸に策定される中期経営計画および年度計画に基づき、各業務執行部門および当社グループ会社において目標達成のために活動する。また、経営計画が、当初の予定通り進捗しているか業績報告を通じ毎月チェックを行う。
 - ② 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役および監査役に配布される体制をとる。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役付取締役によって構成される常務会において審議を行い、取締役会の決定を経て執行する。
 - ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期首に定める各取締役および各執行役員の業務分掌において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- (5) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範の社内への周知徹底を図る。
 - ② 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備および維持を図り、必要に応じて、社内各部署にて監査、研修を実施する。
 - ③ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表取締役および監査役に報告するものとする。
 - ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
 - ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

- (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、必要に応じて当社グループ会社会議を開催する。
 - ② 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、すべての当社グループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎として当社グループ各社で関連諸規程を定める。
 - ③ 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度による当社グループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
 - ④ 取締役は、当社グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、またはコンプライアンス上問題があると認めた場合には、代表取締役に報告するものとする。
 - ⑤ 当社グループ会社を当社の内部監査部による監査対象とし、監査結果を当社代表取締役に報告する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。
 - ② 内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- (8) 当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制ならびに監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項および以下に定める事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。
 - ・ 当社および当社グループの内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社および当社グループの重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・ 業績および業績見込の発表内容、重要開示事項の内容
 - ・ 内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・ 社内稟議書、各種取引申請書および監査役から要求された会議議事録
 - ② 監査役は、必要に応じて当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人に対して、前号の報告を求めることができる。
 - ③ 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ④ 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - ⑤ 監査役は、当社の会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告および説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑥ 監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないものとする。その旨を当社および当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
- ⑦ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は原則として月1回（当事業年度は14回）定期的に開催し、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。

(2) 監査役会

監査役会は当事業年度中15回開催し、取締役の職務執行の監査、法令および定款等の遵守について監査を行い、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。併せて、社外取締役、会計監査人および内部監査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めました。

なお、常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役、執行役員および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、月1回開催の全社営業会議や年4回開催の予算会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

(3) コンプライアンスおよび社内研修

当社は、当社役職員に対し、役職に応じてコンプライアンス教育を実施し、その促進に当たり、Eラーニングや社内研修を通じて法令、定款および社内ルールを遵守する取り組みを行っております。

(4) 内部統制および内部監査部

内部監査部は、当社の行動規範、内部監査規程、リスク管理規程およびその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行および主要子会社の業務監査、内部統制監査を定期的実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。
株式数は単位未満、持株比率は小数点第2位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	86,340	流動負債	57,085
現金及び預金	18,383	支払手形及び買掛金	35,062
受取手形及び売掛金	39,970	短期借入金	7,437
電子記録債権	2,279	未払法人税等	943
商品及び製品	11,866	前受金	10,484
仕掛品	1,037	賞与引当金	1,020
原材料及び貯蔵品	533	役員賞与引当金	164
前渡金	7,540	受注損失引当金	25
繰延税金資産	759	アフターサービス引当金	293
その他	4,200	その他	1,653
貸倒引当金	△232	固定負債	2,717
固定資産	16,657	長期借入金	923
有形固定資産	3,184	繰延税金負債	1,176
建物	1,753	役員退職慰労引当金	16
機械装置及び運搬具	521	退職給付に係る負債	320
工具、器具及び備品	1,199	その他	280
土地	527	負債合計	59,802
E S C O 事業資産	132	純 資 産 の 部	
太陽光発電事業資産	763	株主資本	40,113
賃貸用資産	585	資本金	5,105
建設仮勘定	32	資本剰余金	3,786
減価償却累計額	△2,332	利益剰余金	32,190
無形固定資産	1,731	自己株式	△968
製造販売権	1,217	その他の包括利益累計額	2,964
その他	513	その他有価証券評価差額金	2,422
投資その他の資産	11,741	繰延ヘッジ損益	15
投資有価証券	9,106	為替換算調整勘定	464
退職給付に係る資産	1,136	退職給付に係る調整累計額	61
繰延税金資産	314	新株予約権	104
その他	1,336	非支配株主持分	13
貸倒引当金	△151	純資産合計	43,194
資産合計	102,997	負債・純資産合計	102,997

連結損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

科 目	金 額
売 上 高	185,686
売 上 原 価	163,324
売 上 総 利 益	22,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,967
営 業 利 益	6,394
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	44
受 取 配 当 金	180
仕 入 割 引	222
そ の 他	214
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	56
売 上 割 引	41
支 払 手 数 料	80
そ の 他	57
経 常 利 益	6,821
特 別 利 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	262
そ の 他	2
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損 失	13
減 損 損 失	24
投 資 有 価 証 券 評 価 損	414
関 係 会 社 株 式 売 却 損	22
そ の 他	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,605
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,948
法 人 税 等 調 整 額	△76
当 期 純 利 益	4,733
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	3
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	4,730

連結株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,786	百万円 28,473	百万円 △985	百万円 36,378
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,012		△1,012
親会社株主に帰属する当期純利益			4,730		4,730
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分			△0	25	25
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,717	16	3,734
平成30年3月31日残高	5,105	3,786	32,190	△968	40,113

	その他の包括利益累計額					新 予 約	株 権	非 支 配 株 主 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損	為 替 換 調 整 益	算 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額				
平成29年4月1日残高	百万円 1,801	百万円 1	百万円 536	百万円 △33	百万円 99		百万円 9	百万円 38,794	
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,012	
親会社株主に帰属する当期純利益								4,730	
自己株式の取得								△8	
自己株式の処分								25	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	621	13	△72	95	4		3	665	
連結会計年度中の変動額合計	621	13	△72	95	4		3	4,400	
平成30年3月31日残高	2,422	15	464	61	104		13	43,194	

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社 17社

(株)第一メカテック、第一実業ビスウィル(株)、第一実業ソーラーソリューション(株)、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.、DJK EUROPE GMBH、上海一実貿易有限公司、第一実業(香港)有限公司、第一実業(広州)貿易有限公司、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.、DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.、DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.、DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.、DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.、PT.DJK INDONESIA、DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.、DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.

当連結会計年度より、平成30年3月にインドに設立したDAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称および連結の範囲から除いた理由

(株)フロー・ダイナミックス、ディー・ジェー・ケー興産(株)、第一エンジニアリング(株)、一實股份有限公司

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の各合計は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数および名称

関連会社 1社

(株)浅野研究所

なお、白金零部件(常州)有限公司は、全持分を譲渡したことにより関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

(株)フロー・ダイナミックス、ディー・ジェー・ケー興産(株)、第一エンジニアリング(株)、一實股份有限公司

関連会社

第一スルザー(株)

(3) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はいずれも小規模会社であり、親会社株主に帰属する当期純利益および連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりませんので持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.、上海一実貿易有限公司および第一実業(広州)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. 建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社および国内連結子会社は主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 2～17年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～23年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

- ロ. E S C O事業資産
E S C O事業資産は、当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。
 - ハ. 太陽光発電事業資産
太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。
 - 二. 賃貸用資産
主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
 - イ. 製造販売権
製造販売権は、バイナリー発電装置の国内独占的製造権・販売権等で、利用可能期間（10年）に基づく定額法を採用しております。
 - ロ. ソフトウェア
定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの主な耐用年数は3～8年であります。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当連結会計年度末における回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員、執行役員および使用人兼務役員（使用人分）に支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
取締役を支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員の退任時の退職慰労金の支出に備えるため、退職慰労金のうち内規に基づき算定された当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
 - ⑤ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しております。
 - ⑥ アフターサービス引当金
商品のアフターサービスによる費用支出に備えるため、得意先との取決め等に基づく発生見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建債権債務および外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

- ④ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書関係

特別利益の「投資有価証券売却益」は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれている投資有価証券売却益は、0百万円であります。

特別損失の「固定資産売却損」は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれている固定資産売却損は、4百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

取引保証金等の代用として差入れられている担保資産は次のとおりであります。

投資有価証券	9百万円
--------	------

2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

杭州大徳克塑料有限公司	14百万円 (RMB861千)
-------------	--------------------

3. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	6,000百万円
差引額	4,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループが計上した減損損失の内訳は以下のとおりであります。

用途	遊休資産	
場所	埼玉県入間郡毛呂山町	
種類	建物	機械装置及び運搬具
減損損失	23百万円	0百万円

(資産グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については原則として独立して損益を管理している部門別に、当社グループが貸手となっているリース資産および賃貸資産については契約単位毎に、遊休資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

植物工場プロジェクトにおける研究開発用施設の一部について、遊休状態となったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上したものであります。

(回収可能性の算定方法等)

上記資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、実質的な価値はないと判断し、正味売却価額を零と評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式 普通株式	55,432,000 株	－ 株	44,345,600 株	11,086,400 株
自己株式 普通株式	2,191,553	2,618	1,764,602	429,569

- (注) 1. 発行済株式の株式数の減少44,345,600株は、株式併合によるものであります。
 2. 自己株式の株式数の増加2,618株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 3. 自己株式の株式数の減少1,764,602株は、株式併合による減少1,753,242株、単元未満株式の売渡しによる減少160株、ストック・オプションの権利行使による減少11,200株であります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	百万円 532	円 10.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年11月2日 取締役会	普通株式	479	9.00	平成29年9月30日	平成29年11月27日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	百万円 639	利益剰余金	円 60.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

4. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 64,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）であります。

デリバティブは社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	18,383	18,383	－
(2) 受取手形及び売掛金	39,970	39,947	△23
(3) 電子記録債権	2,279	2,279	－
(4) 投資有価証券	6,684	6,684	0
資産計	67,317	67,294	△22
(1) 支払手形及び買掛金	35,062	35,061	△0
(2) 短期借入金	6,974	6,974	－
(3) 長期借入金（*1）	1,387	1,381	△5
負債計	43,423	43,417	△6
デリバティブ取引（*2）	58	58	－

（*1）1年内返済予定の長期借入金（463百万円）は、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて記載しておりますが、本注記では長期借入金に含めて記載しております。

（*2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で表示していません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、一部の外貨建売掛金について為替予約の振当処理を行っており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該売掛金の時価は、ヘッジ手段である為替予約と一体として算定する方法によっております。

(3) 電子記録債権

電子記録債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所における株式および債券の時価によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに債務額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、一部の外貨建買掛金について為替予約の振当処理を行っており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該買掛金の時価は、ヘッジ手段である為替予約と一体として算定する方法によっております。

(2) 短期借入金

すべて短期借入であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金または買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金または買掛金の時価に含めて記載しております（上記「資産」(2)、「負債」(1)参照）。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,422百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 4,042.28円

2. 1株当たり当期純利益 443.97円

(注) 平成29年10月1日付けで普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	65,332	流動負債	48,060
現金及び預金	8,473	買掛金	32,561
受取手形	2,352	短期借入金	6,863
電子記録債権	2,181	未払法人税等	585
売掛金	32,513	前受金	6,122
商品	10,018	賞与引当金	720
前渡金	5,100	役員賞与引当金	125
繰延税金資産	548	受注損失引当金	25
短期貸付金	300	アフターサービス引当金	293
未収入金	3,224	その他	763
その他の金	778		
貸倒引当金	△157	固定負債	2,146
固定資産	17,905	長期借入金	923
有形固定資産	2,546	繰延税金負債	1,023
建物	1,353	その他	199
機械装置	28	負債合計	50,207
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	855		
土地	527		
E S C O 事業資産	132		
太陽光発電事業資産	763		
賃貸用資産	634		
建設仮勘定	22		
減価償却累計額	△1,772		
無形固定資産	1,523		
電話加入権	11		
製造販売権	1,217		
ソフトウェア	294		
投資その他の資産	13,834		
投資有価証券	7,637		
関係会社株式	4,689		
その他の金	1,659		
貸倒引当金	△151		
資産合計	83,238		
		純資産の部	
		株主資本	30,488
		資本金	5,105
		資本剰余金	3,786
		資本準備金	3,786
		利益剰余金	22,565
		利益準備金	970
		その他利益剰余金	21,594
		建物圧縮記帳積立金	28
		別途積立金	4,442
		繰越利益剰余金	17,124
		自己株式	△968
		評価・換算差額等	2,438
		その他有価証券評価差額金	2,423
		繰延ヘッジ損益	15
		新株予約権	104
		純資産合計	33,030
		負債・純資産合計	83,238

損益計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		159,223
売 上 原 価		145,887
売 上 総 利 益		13,336
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,142
営 業 利 益		4,193
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	268	
仕 入 割 引	222	
そ の 他	104	600
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
売 上 割 引	41	
支 払 手 数 料	51	
そ の 他	34	170
経 常 利 益		4,623
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	262	
そ の 他	0	263
特 別 損 失		
減 損 損 失	24	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	414	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	236	
そ の 他	14	690
税 引 前 当 期 純 利 益		4,196
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,274	
法 人 税 等 調 整 額	△50	1,223
当 期 純 利 益		2,972

株主資本等変動計算書

(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			剰 余 金
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		剰 余 金
			建 物 圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金	
平成29年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,786	百万円 970	百万円 29	百万円 4,442	百万円 15,163
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,012
建物圧縮記帳積立金の取崩				△1		1
当期純利益						2,972
自己株式の取得						
自己株式の処分						△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△1	-	1,961
平成30年3月31日残高	5,105	3,786	970	28	4,442	17,124

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益		
平成29年4月1日残高	百万円 △985	百万円 28,511	百万円 1,801	百万円 1	百万円 99	百万円 30,414
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,012				△1,012
建物圧縮記帳積立金の取崩		-				-
当期純利益		2,972				2,972
自己株式の取得	△8	△8				△8
自己株式の処分	25	25				25
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			621	13	4	639
事業年度中の変動額合計	16	1,976	621	13	4	2,616
平成30年3月31日残高	△968	30,488	2,423	15	104	33,030

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

② 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物、機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品

定率法を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	3～50年							
機	械	装	置	7～17年					
車	両	運	搬	具	2年				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2～20年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② E S C O事業資産

E S C O事業資産は、当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ 太陽光発電事業資産
太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。
- ④ 賃貸用資産
主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

- ① 製造販売権
製造販売権は、バイナリー発電装置の国内独占的製造権・販売権等で、利用可能期間（10年）に基づく定額法を採用しております。
- ② ソフトウェア
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当事業年度末における回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員および執行役員に支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
取締役役に支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

(6) アフターサービス引当金

商品のアフターサービスによる費用支出に備えるため、得意先との取決め等に基づく発生見込額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。また、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債権債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

特別利益の「投資有価証券売却益」は、重要性がなくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の特別利益の「その他」に含まれている投資有価証券売却益は、0百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

受取手形および売掛金	2,112百万円
短期貸付金	300百万円
買掛金	2,554百万円

2. 担保資産

取引保証金等の代用として差入れられている担保資産は次のとおりであります。

投資有価証券	9百万円
--------	------

3. E S C O事業資産

当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産の内訳は次のとおりであります。

建物	5百万円
機械装置	127百万円

4. 太陽光発電事業資産

当社が行う太陽光発電事業用の資産の内訳は次のとおりであります。

建	物	19百万円				
機	械	装	置	740百万円		
工	具	及	び	備	品	4百万円

5. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. 172百万円
(US\$209千、150百万円)

上海一実貿易有限公司 335百万円
(US\$741千、RMB13,150千、29百万円)

第一実業(香港)有限公司 460百万円

DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. 21百万円

DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) 4百万円
CO., LTD. (THB1,240千)

PT.DJK INDONESIA 2百万円
(IDR327,450千)

杭州大徳克塑料有限公司 14百万円
(RMB861千)

6. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	6,000百万円
差引額	4,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売	上	高	12,180百万円
仕	入	高	11,451百万円
営業取引以外の取引高			106百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	429,569株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	94百万円
賞与引当金	220百万円
未払事業税等	55百万円
投資有価証券評価損	63百万円
アフターサービス引当金	89百万円
関係会社株式	286百万円
減損損失	204百万円
税務上の売上認識額	411百万円
買掛金	68百万円
その他	184百万円
繰延税金資産小計	1,678百万円
評価性引当額	△477百万円
繰延税金資産合計	1,200百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	994百万円
前払年金費用	258百万円
税務上の売上原価認識額	355百万円
その他	66百万円
繰延税金負債合計	1,675百万円

繰延税金負債の純額	474百万円
-----------	--------

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	上海一実貿易有限公司	直接 100.00%	商品の売買 役員の兼務	商品の 販売	百万円 6,403	売掛金	百万円 1,192
子会社	(株)第一メカテック	直接 100.00%	役務の提供 役員の兼務	役務の 提供	2,627	買掛金	895

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,089.72円
- 1株当たり当期純利益 278.97円

(注) 平成29年10月1日付けで普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

第一実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一実業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

第一実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一実業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

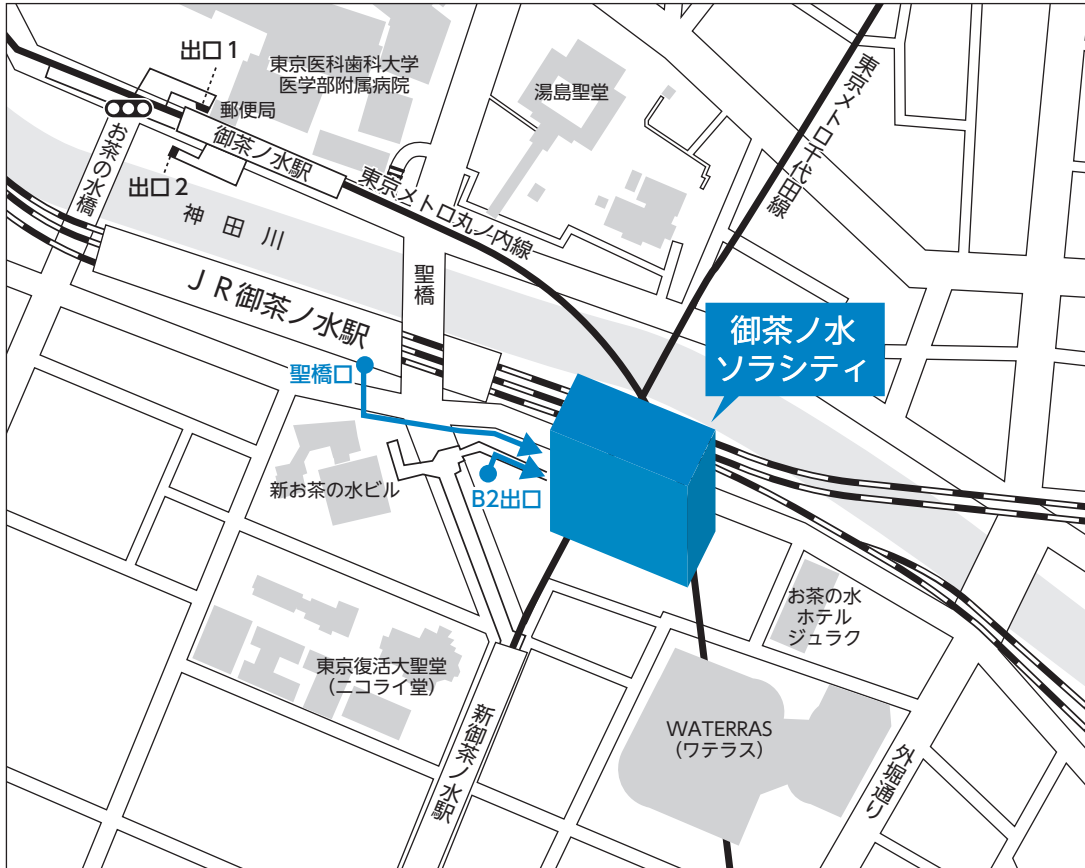
第一実業株式会社 監査役会

監査役（常勤）水 本 雅 彦 ㊟
監査役（社外）松 宮 俊 彦 ㊟
監査役（社外）小 山 充 義 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
電話 03 (6370) 8600



交通機関

- ・ JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅（聖橋口）より徒歩1分
- ・ 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅（B2出口）より徒歩1分

お願い

会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙

FSC® C022915